

【資料3 構成員（北海道）提供資料の概要】**第2回障害児の新たな移行調整に向けた実務者会議（令和3年4月8日開催）****① 移行調整の主体となる機関について**

- 障害児入所施設に入所している児童が成人施設に移行する場合の給付決定主体は市町村であるため、移行調整の中心となる機関は、市町村が望ましいと考える。
- また、移行調整スキームの構築にあたっては、一から構築するのではなく、既存の要保護児童対策地域協議会（児）や地域自立支援協議会（者）において、成人施設への移行調整を各協議会の機能の一つとして位置づけることが考えられる。また、その場合は、各市町村内での情報共有を図るために、成人施設への移行前の1年間については、両協議会を共同で開催することが望ましいと考える。

② 広域移行調整の枠組の構築について

- 本人の状態像や資源不足、親の居住地等の関係で遠方の成人施設との移行調整が必要なケースが認められるため、各都道府県全域を対象としたもの、及び、全国エリアでの広域移行調整の枠組を構築する必要があると考える。
- 全国エリアでの移行調整の枠組を構築するにあたっては、県外への移行ニーズや、受入先として想定される近隣の都道府県への移行ニーズを把握するなどし、まずはその必要性や状況把握を行うことが望ましいと考える。

③ ハード及び人材育成の整備について

- 強度行動障害や愛着障害のある児童については、成人施設から入所を断られるケースがあるため、受入の際に必要な個室の改修等のハード面の整備、また、強度行動障害の支援者に対する実践的な研修の整備等が必要であると考え。
- 人材育成については、強度行動障害について実体験を学ぶことが出来る研修が必要であり、こうした人材の育成には国や地方公共団体の関与は欠かせないと思われる。